

## ご通知

冠省 8月10日中の回答を求めましたが、受理できませんでした。

もちろん貴殿は、長友市議の言われることをそのまま私に伝えたにすぎませんが、少しは事実確認して頂きたかったのですが残念です。

回答がなかったので、長友市議が貴殿に虚偽の報告をしたものと判断せざるを得ませんので、支部として更なる対応（処分）を検討します。

なおこの様な個人の政治活動にもかかわるような重要な案件は、党紀委員会等で広く意見を聴取するのが通例ですが、貴殿が党紀委員会は支部の規約上根拠が無いと主張されますので、長友市議の対処に関しては貴殿の主張に敬意を表し、支部役員会で行います。ご助言に感謝いたします。

平成4年8月11日

長友克由市議代理弁護士

原 正和 様

自民党枚方市支部

支部長 出来成元